

令和5年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会教育公安分科会・教育公安委員会 提出資料
（予算及び付託議案審査関係資料：当初予算関係）

令和5年2月16日

教 育 委 員 会

目 次

課室名	タイトル	頁
総務課	私立学校就学支援事業（うち授業料軽減分）	1
施設整備室	金足農業高等学校整備事業	2
	湯沢高等学校整備事業	3
	栗田支援学校整備事業	4
幼保推進課	保育対策総合支援事業	5
	秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案について	6
	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について	8
	秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について	11
義務教育課	（新）教員業務支援員配置事業	13

目 次

課室名	タイトル	頁
高校教育課	(新) A K I T A グローバル人材育成事業	1 4
	高等学校学習環境等整備事業	1 5
	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について	1 6
特別支援教育課	(新) 特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	1 8
	(新) 特別支援学校教員の専門性向上サポート事業	1 9
生涯学習課	(新) 社会教育施設機能強化整備事業	2 0
	(新) メタバース×MUSEUMあきた構築事業	2 1
	旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案について	2 3
文化財保護室	(新) 民俗文化財継承支援事業	2 5
保健体育課	(新) 秋田型部活動支援事業	2 6

私立学校就学支援事業（うち授業料軽減分）

教育庁総務課

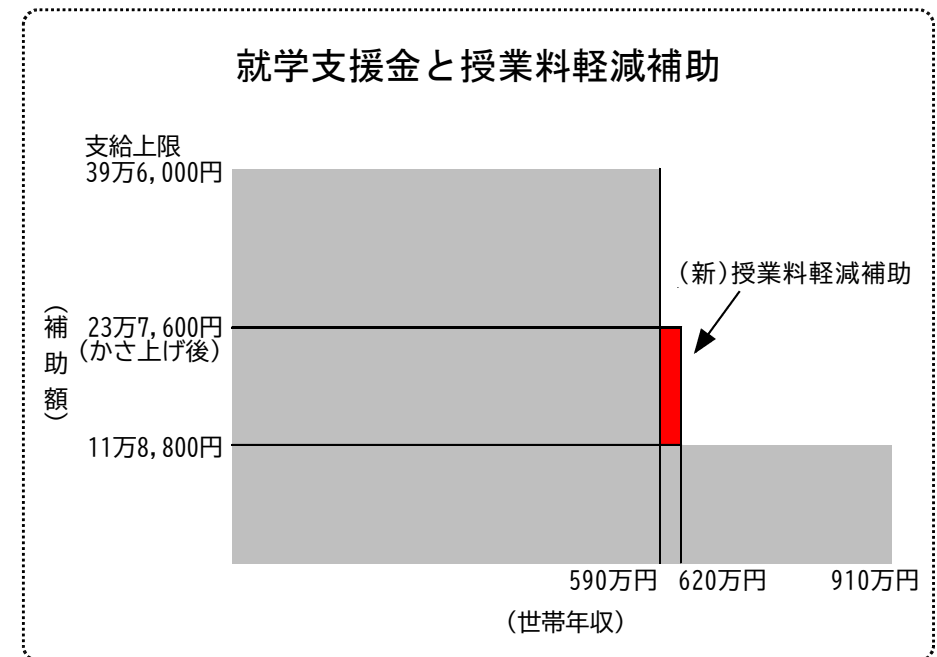
1 目的

生徒及びその保護者等の経済的負担を軽減し、学ぶ意欲のある生徒が等しく教育を受けられるようにするため、私立学校の授業料に対して補助する。

2 概要

- (1) 高等学校等就学支援金 544,144千円
- ・ 内 容 国が生徒に対して支給する就学支援金を代理受領する学校法人に対して交付する。
 - ・ 支給額 年収910万円未満世帯 118,800円/年（9,900円/月）
年収590万円未満世帯 396,000円/年（33,000円/月）を上限

- (2) 私立学校授業料軽減補助 11,784千円
次の授業料軽減措置を講じる学校法人に対して補助する。
- ① 留年等により就学支援金の対象外となった年収590万円未満世帯に対し、授業料負担が月額1万円となるよう補助
 - ② (新) 年収590万円以上～620万円未満の世帯に対し、就学支援金にかさ上げして補助
 - ・ 補助額 118,800円/年（9,900円/月）
 - ※かさ上げ後の補助額合計 237,600円/年



金足農業高等学校整備事業

施設整備室

1 目的

金足農業高校の現校舎については、建築後50年を経過し、老朽化が著しいことから、現在地で改築することとし、教育環境の充実を図る。

2 概要

(1) 建築設計分 31,809千円
・継続費設定 令和3～5年度
・R5年度事業 基本・実施設計

(2) 建築工事分 383,017千円
校内の給排水設備や受電設備等の引込工事及び野球場の移転造成工事等を行う。

3 予算額

414,826千円 (償373,300千円 ①41,526千円)
内訳
・委託料 42,098千円
・工事費 372,428千円
・事務費 300千円

4 債務負担行為

511,677千円 (償460,500千円 ①51,177千円)
・事業内容 校内の給排水・電気設備工事、野球場の造成、野球部室の建築
・設定期間 令和6年度

5 主要な施設の概要 (予定)

①校舎棟、管理棟 (RC-3)	改築	7,388㎡
②実験実習棟 (RC-2)	長寿命化	1,600㎡
③第1体育館棟 (W-1)	長寿命化	2,523㎡
④第2体育館棟 (S-2)	改築	2,507㎡
⑤農業センシング棟 (S-2)	新築	1,168㎡
⑥野球場	造成	約10,000㎡

6 全体事業費

約105億円※

※ 今後の基本・実施設計の結果や物価上昇等の外部的要因などにより大きく変動する可能性がある。

(参考 完成予想図)



湯沢高等学校整備事業

施設整備室

1 目的

湯沢高校の現校舎については、まもなく築50年を迎え、老朽化が著しいことから、現在地で改築することとし、教育環境の充実を図る。

2 概要

- (1) 建築設計分 20,284千円
 ・継続費設定 令和3～5年度
 ・R5年度事業 基本・実施設計

- (2) 建築工事分 329,943千円
 教室・管理棟建設予定地にある既存特別教室棟の解体工事等を行う。

3 予算額

350,227千円 (債315,100千円 〇35,127千円)
 内訳
 ・委託料 35,574千円
 ・工事費 313,950千円
 ・事務費 703千円

4 債務負担行為

319,688千円 (債287,700千円 〇31,988千円)
 ・事業内容 特別教室棟・渡り廊下、屋外部室棟の解体
 ・設定期間 令和6年度

5 主要な施設の概要 (予定)

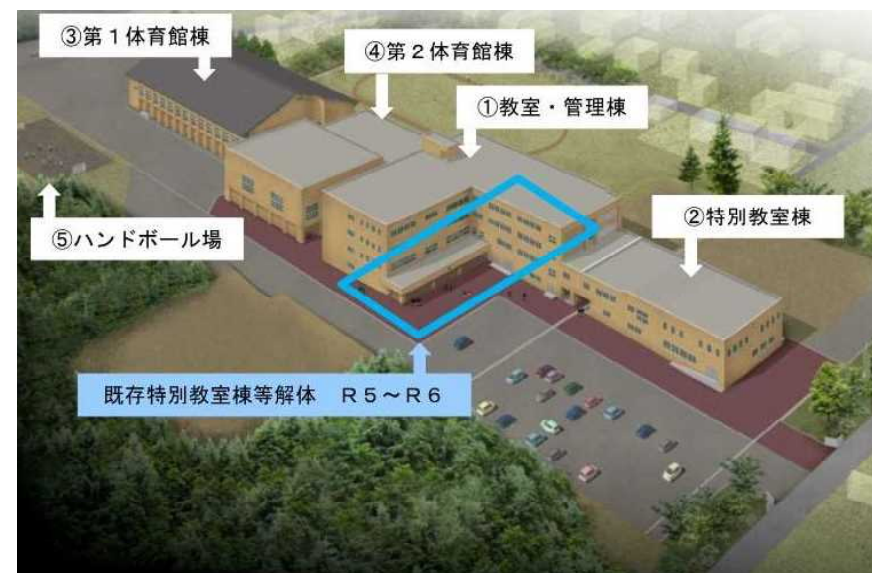
①教室・管理棟	(RC-4)	改築	6,088㎡
②特別教室棟	(RC-2)	改築	1,481㎡
③第1体育館棟	(RC-2)	長寿命化	2,227㎡
④第2体育館棟	(RC-2)	改築	2,180㎡
⑤ハンドボール場		造成	約1,000㎡

6 全体事業費

約77億円※

※ 今後の基本・実施設計の結果や物価上昇等の外部的要因などにより大きく変動する可能性がある。

(参考 完成予想図)



栗田支援学校整備事業

施設整備室

1 目的

栗田支援学校の小学部棟校舎については、建築後42年を経過し、老朽化が著しいことから、長寿命化改修を行うこととし、教育環境の充実を図る。

2 概要

(1) 建築設計分 12,110千円
 ・継続費設定 令和3～5年度
 ・R5年度事業 基本・実施設計

(2) 建築工事分 462,127千円
 既存校舎の改修工事に伴う仮設校舎の設置及び旧秋田養護学校体育館の解体工事等を行う。

3 予算額

474,237千円 (債406,800千円 〇67,437千円)
 内訳
 ・委託料 24,040千円
 ・使用料 42,900千円
 ・工事費 406,112千円
 ・事務費 1,185千円

4 債務負担行為

243,100千円 (債218,700千円 〇24,400千円)
 ・事業内容 仮設校舎使用料 (リース)
 ・設定期間 令和6～8年度

5 主要な施設の概要 (予定)

①小学部棟	(RC-2)	長寿命化	2,753㎡
〃 (職員室ほか)	(RC-2)	増築	975㎡
②中・高等部棟	(RC-2, S-1)	長寿命化	5,441㎡
③寄宿舍・食堂棟	(RC-1)	長寿命化	1,691㎡
④厨房	(S-1)	増築	358㎡
⑤職業学科棟	(RC-2)	新築	1,186㎡

6 全体工事費

約62億円※

※ 今後の基本・実施設計の結果や物価上昇等の外部的要因などにより大きく変動する可能性がある。

(参考 完成予想図)



(新) 保育対策総合支援事業

幼保推進課

1 目的

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育士等が安心して働き続けることができる職場環境づくり等を支援する。

2 概要

(1) 保育補助者雇上強化事業 7,962千円

待機児童の発生を防止するため、保育補助者の雇い上げに要する経費に対し助成する。

- ・補助先 市町村
- ・補助率 国3/4、県1/8、市町村1/8
- ・対象施設 5施設（2市）

(2) 保育体制強化事業 6,525千円

保育士の業務負担の軽減を図るため、清掃、消毒、配膳等の保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に要する経費に対し助成する。

- ・補助先 市町村
- ・補助率 国1/2、県1/4、市町村1/4
- ・対象施設 5施設（4市町村）

(3) 働きやすい職場づくり事業 180千円

保育現場の改善に向けた取組を推進するため、勤務形態の改善方法やICT活用による業務の効率化等について学ぶセミナーを開催する。

- ・対象職員 保育所等の施設長、主任保育士、中堅保育士等

3 予算額

14,667千円（ \oplus 11,263千円 \ominus 3,404千円）

- 内訳
- ・報償費、旅費等 180千円
 - ・補助金 14,487千円

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案について

幼保推進課

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により認定こども園の認定に係る管理運営等の要件を定める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 引用している学校教育法の条項を改める。(第2条関係)
- (2) 認定こども園は、子どもの通園等のために自動車を運行するときは、乗降車の際、点呼等により、子どもの所在確認を行わなければならないこととする。(第8条関係)
- (3) 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車を運行するときは、ブザー等の装置を備え、降車の際、当該装置を用いて子どもの所在確認を行わなければならないこととする。(第8条関係)

3 施行期日等

- ・ 令和5年4月1日から施行する。
- ・ 2(3)については、令和6年3月31日までの経過措置を講ずる。

※ 本条例が適用となる認定こども園

- ・ 幼稚園型……認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設
- ・ 保育所型……認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設
- ・ 地方裁量型…幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設

新	旧
<p>(認定の要件)</p> <p>第二条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十五条第一項の規定に基づき幼稚園</u>に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>二 四略</p> <p>2 略</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第八条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。</p> <p>一 四略</p> <p>五 子どもの通園、認定こども園の外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行うときは、子ども乗車及び降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行うこと。</p> <p>六 子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども所在の見落としを防止する装置（以下この号において「ブザー等」という。）を備え、当該ブザー等を用いて前号の規定による子ども所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行うこと。</p> <p>七・八略</p>	<p>(認定の要件)</p> <p>第二条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十五条</u>の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>二 四略</p> <p>2 略</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第八条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。</p> <p>一 四略</p> <p>五 六略</p>

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

幼保推進課

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により保育所の運営に関する基準について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 保育所は、児童の安全の確保に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。(第3条の2関係)
- (2) 保育所は、児童の移動のために自動車を運行するときは、乗降車の際、点呼等により、児童の所在確認を行わなければならないこととする。(第3条の3関係)
- (3) 保育所は、送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザー等の装置を備え、降車の際、当該装置を用いて児童の所在確認を行わなければならないこととする。(第3条の3関係)
- (4) 児童に対する懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削除する。(第9条関係)
- (5) 保育所は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。(第9条の2関係)
- (6) 保育所等は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているもの等については、書面に代え、電磁的記録により行うことができることとする。(第19条関係)
- (7) 保育士の員数の算定に係るみなし保育士を配置できる要件を改める。(附則第2項関係)
- (8) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

- ・令和5年4月1日から施行する。
- ・ただし、2(4)及び(6)については、公布の日から施行する。
- ・2(3)については、令和6年3月31日までの経過措置を講ずる。

新	旧
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第三条の二 保育所は、児童の安全の確保を図るため、当該保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する当該保育所の外での活動、取組等を含めた当該保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当該保育所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 保育所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 保育所は、定期的に見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)</p> <p>第三条の三 保育所は、児童の当該保育所外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備え、当該ブザー等を用いて前項の規定による児童の所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)</p> <p>第六条 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該保育所の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第十六条第一号の乳児室又はほふく室及び同条第四号の保育室又は遊戯室並びに入所している児童の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第九条 削除</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第九条の二 保育所は、感染症又は非常災害の発生時において、児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用の禁止)</p> <p>第九条 保育所の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)</p> <p>第六条 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該保育所の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、第十六条第一号の乳児室又はほふく室及び同条第四号の保育室又は遊戯室並びに入所している児童の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>

期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 保育所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ当該業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（食事）
第十条 保育所は、入所している児童に食事を提供するときは、当該保育所内で調理する方法（第六条第一項の規定により、当該保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2
3
4 略

（電磁的記録）
第十九条 保育所及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第二十條 略

第十條 保育所は、入所している児童に食事を提供するときは、当該保育所内で調理する方法（第六条の規定により、当該保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2
3
4 略

第十九條 略

1 附則

1 略
（保育士の員数の算定に関する経過措置）

2 第十七条第二項の規定による保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「保健師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たつて、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3
3
7 略

1 附則

1 略
（保育士の員数の算定に関する経過措置）

2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第十七条第二項の規定による保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

3
3
7 略

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

幼保推進課

1 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

園児に対する懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削ることとする。(第14条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。

※ 幼保連携型認定こども園…幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設が、認定こども園としての機能を果たす施設

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>第十四条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第十四条 園長は、園児に対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に關し当該園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</p>

(新) 教員業務支援員配置事業

義務教育課

1 目的

教員と地域人材の連携により、教員の負担軽減を一層図り、子どもたちと向き合う時間の確保と学びの質の向上を図るため、各市町村立小・中学校及び義務教育学校に働き方改革に資する学校サポーター及び若手教員支援のための学習指導員を配置する。

2 概要

- (1) 働き方改革に資する学校サポーター配置事業 34,219千円
掲示物の作成や教室環境の整備、授業で使用する印刷物や物品の準備、学校行事、式典等の準備や消毒作業等をサポートする学校サポーターを配置する。
- ・配置基準 児童生徒数が概ね300人以上の小・中学校及び義務教育学校
 - ・配置人数 66人配置予定(教員免許無し)
- (2) 学習指導員配置事業 23,440千円
少人数学習に係る教科指導やTT指導、放課後の補習等、児童生徒一人一人に合ったきめ細やかな対応を実現し、若手教員への助言及び業務支援を実施するため、学習指導員を配置する。
- ・配置基準 児童数が概ね400人以上の小学校及び義務教育学校
 - ・配置人数 10人配置予定(教員免許有り)

3 予算額

57,659千円 (国 17,607千円 ⊖ 40,052千円)

内訳

- ・報酬 49,082千円
- ・職員手当 3,064千円
- ・共済費 345千円
- ・旅費 5,168千円

(新) A K I T A グローバル人材育成事業

高校教育課

1 目的

複雑化するグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、小中高一貫した英語教育の更なる推進により、発信力の強化や英語コミュニケーション能力の強化、教員の指導力の向上を図る。

2 概要

- (1) 発信力強化プロジェクト 120,739千円
 - ・オンラインによる国際交流の推進 指定校4校
 - ・英語ディベート推進プロジェクト
 - ・外部試験の実施、外国語指導助手の配置
- (2) グローバルコミュニケーションプロジェクト 8,771千円
 - ・イングリッシュキャンプ等の開催
 - ・国際交流員の配置
 - ・高校生留学支援 1人当たり6万円、補助率10/10
- (3) 指導力向上プロジェクト 1,084千円
 - ・英語担当教員の指導力及び英語力の向上と校種間連携

3 予算額

130,594千円 (国) 2,400千円 諸 480千円 ⊖ 127,714千円)	
内訳	
・報酬、共済費	110,403千円
・報償費、旅費	8,794千円
・補助金	9,028千円
・委託料	1,000千円
・需用費、役務費等	1,369千円

高等学校学習環境等整備事業

高校教育課

1 目的

社会の変化に柔軟に対応し生徒の多様な能力を伸ばすための教育を充実させるため、高等学校の学習環境を整備する。

2 概要

- (1) 専門高校等実習設備充実事業 208,932千円
 - ・工業関係実習設備（鹿角小坂地区統合校）
 - ・小型実習船「真山丸」（男鹿海洋高校）
区分：第1種小型漁船 総トン数：19トン以下 定員：30名
令和5～6年度の2か年で建造予定
令和6年度は債務負担行為を設定（限度額 195,118千円）
- (2) e-AKITA ICT学び推進プラン事業 343,062千円
 - ・教員一人1台パソコンリース料、県立学校ネットワーク維持管理 等
- (3) 新設統合高等学校等初度調弁費 144,950千円
 - ・能代科学技術高校、大曲高校、鹿角小坂地区統合校、湯沢高校

3 予算額

696,944千円 (⊖696,944千円)	
内訳	
・報償費	760千円
・需用費	57,762千円
・役務費	55,019千円
・委託料	47,584千円
・使用料	287,748千円
・工事請負費	192,511千円
・備品購入費	55,560千円

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について

高校教育課

1 改正理由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

公立小学校等の職員定数を次のとおりとする。(第1条～第3条関係)

区分		職員定数 (単位：人)			
		改正前	改正後	増 減	
公立の小学校、中学校及び義務教育学校	校長及び教員	4,818	4,729	△ 89	
	養護教員	300	296	△ 4	
	栄養教諭及び学校栄養職員	94	92	△ 2	
	事務職員	309	304	△ 5	
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1,881	1,862	△ 19
		その他の職員	61	60	△ 1
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	124	123	△ 1
		その他の職員	8	7	△ 1
	通信制課程	教員及び事務職員	14	16	2
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校	校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	1,016	1,006	△ 10	
	その他の職員	76	76	0	
計		8,702	8,572	△130	

3 施行期日

令和5年4月1日

新	旧
<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、七二九人</p> <p>二 養護教員 二九六人</p> <p>三 栄養教諭及び学校栄養職員 九二人</p> <p>四 事務職員 三〇四人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、八六二人</p> <p>(二) その他の職員 六〇人</p> <p>二 定時制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、二三人</p> <p>(二) その他の職員 七人</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一六人</p> <p>(二) 略</p> <p>第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員 一、〇〇六人</p> <p>二 略</p>	<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、八一八人</p> <p>二 養護教員 三〇〇人</p> <p>三 栄養教諭及び学校栄養職員 九四人</p> <p>四 事務職員 三〇九人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、八八一人</p> <p>(二) その他の職員 六一人</p> <p>二 定時制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、二四人</p> <p>(二) その他の職員 八人</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一四人</p> <p>(二) 略</p> <p>第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員 一、〇一六人</p> <p>二 略</p>

(新) 特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業

特別支援教育課

1 目的

特別支援学校生の一般就労を支援するため、就労可能な職域の拡大と職場定着の促進を図る。

2 概要

(1) 職域拡大推進員の配置

- ・事業推進拠点校への職域拡大推進員の配置 1名
- ・進路指導担当者との連携による事務系等の職域の拡大や職場定着にかかるノウハウと事例の整理

(2) 職域拡大・職場定着促進会議の開催

- ・教育、労働、福祉関係機関、事業所団体等による現状と課題の分析、方策の検討

(3) 職域拡大を踏まえた職業教育の充実

- ・事務系等の職域に対応する職業教育の実施

(4) 職域拡大・職場定着に係る理解推進

- ・特別支援学校就労促進フェアの開催 県内3地区
- ・リーフレット、動画を活用した情報発信

3 予算額

3, 108千円 (諸9千円 ⊖ 3, 099千円)

内訳	・報酬、職員手当等	2, 103千円
	・報償費、旅費	738千円
	・需用費、備品購入費等	267千円

(新) 特別支援学校教員の専門性向上サポート事業

特別支援教育課

1 目的

「第四次秋田県特別支援教育総合整備計画」に基づき、点字指導員や言語聴覚士等の高度な専門性を有する教員を養成するとともに、車椅子を使う児童生徒の移乗や移動等、教員の業務を補助するスタッフを配置し、特別支援学校教員の指導・支援の質の向上を図る。

2 概要

(1) 高度な専門性を有する教員の養成

- ・点字指導員 1名
- ・言語聴覚士 1名

【養成計画】

	養成人数	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
点字指導員	5名	1名	1名	1名	1名	1名
言語聴覚士	2名	1名		1名		
歩行指導員	2名		1名		1名	

【養成方法】

点字指導員：講習会受講及び認定試験

言語聴覚士、歩行指導員：養成機関へ派遣（2年間）

(2) 車椅子移乗等介助員の配置

- ・車椅子への移乗や教室間移動等、教員が担う業務を補助するスタッフを配置
- ・配置人数 5名

3 予算額

9, 8 5 6 千円 (諸) 3 3 千円 ⊖ 9, 8 2 3 千円)

内訳	・報酬、職員手当等	7, 5 1 6 千円
	・旅費	2, 3 4 0 千円

(新) 社会教育施設機能強化整備事業

生涯学習課

1 目的

県民ニーズに応じた社会教育施設の機能強化、管理運営を図るため、必要な整備等を行うとともに、有識者等による検討委員会を立ち上げ、今後の施設の在り方について検討を行う。

2 概要

- (1) 施設機能強化事業 5,960千円
施設機能の強化を図るため、必要な施設の整備を行う。
①県立図書館 照明設備LED化改修(設計)、トイレ・廊下等手すり設置
②県立博物館 トイレ改修
- (2) 施設運営強化事業 12,467千円
施設の適正な管理運営を図るため、必要な機器等の整備を行う。
購入機器等：カヌー(5台)、温度・湿度データロガー(13台)、冷凍冷蔵庫(1台)、
動力噴霧器(1台)、マイクロバス(1台) ほか
- (3) 社会教育施設在り方検討事業 573千円
施設の老朽化や利用環境の変化を踏まえ、今後の施設整備や管理運営の方針を定めるため、有識経験者などで構成する検討委員会(委員5名、開催回数を年2回とし、2か年継続を予定)を開催し、県民ニーズに応じた施設の規模・機能等の検討を行う。

3 予算額

19,000千円(債13,100千円 ⊖ 5,900千円)
内訳
・報償費、旅費 573千円
・需用費 4,000千円
・委託料 3,000千円
・備品購入費 11,427千円

(新) メタバース×MUSEUMあきた構築事業

生涯学習課

1 目的

近代美術館ホームページを入口に、最先端のデジタル技術「メタバース」による仮想近代美術館「メタバース×キンビ」を構築し、いつでもどこにいても、近代美術館の特色あるコンテンツを、現実の制約（距離・時間・物質・身体等）を超えて気軽に体験することで、誰もが豊かさを享受できるようにし、本県の良質な文化芸術に親しむ機会の充実と賑わい創出、文化遺産の保存・活用を進める。

2 概要

(1) 「メタバース×キンビ」の構築

仮想空間上に「メタバース×キンビ」を構築し、仮想空間での鑑賞体験やコミュニケーションの実現、広報の強化等を図る。

主な機能：収蔵作品の高精細展示、テキスト&音声ガイド、音声チャット、ギャラリートーク 等

(2) 近代美術館ホームページのリニューアル

令和6年度の開館30周年を機に、誰でも見やすく利便性に優れ、仮想空間ともシームレスに連続するホームページを再構築する。

(3) 近代美術館ロゴマークの新設

30周年を迎える近代美術館の価値や独自性、目指す姿を象徴的にロゴマークで可視化する。

3 予算額

27,915千円 (⊖27,915千円)

内訳	・委託料	27,459千円
	・役務費等	456千円

(新) メタバース×MUSEUMあきた構築事業

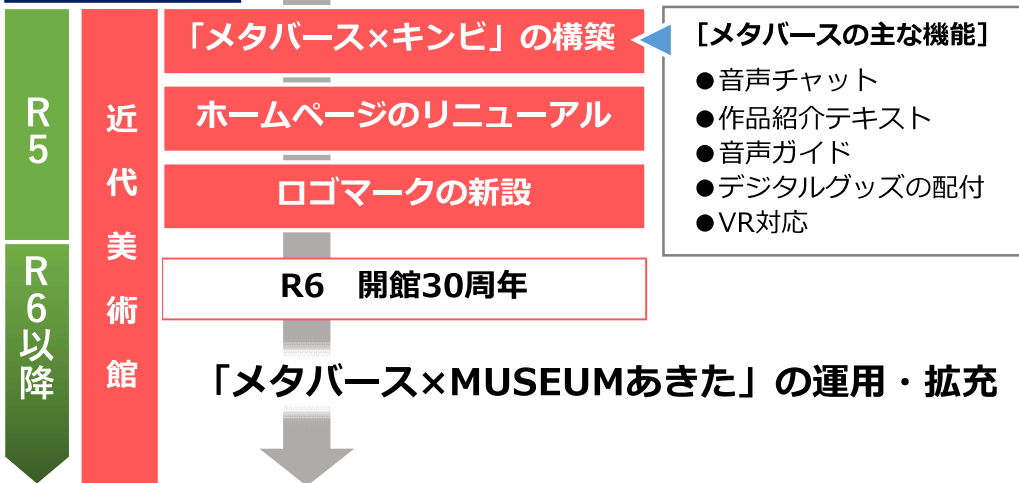
課題

- ◎ **施設の物理的制約**
遠い、交通の便が悪い、悪天候、身体等の障害などが来館の妨げに
 - ◎ **鑑賞時の制約**
規制線・ガラス・低照度等で、近づけない、見にくい、回り込めない
 - ◎ **美術鑑賞の敷居の高さ**
「一人で・しゃべらず・静かに」等のマナー、鑑賞は難しい印象
 - ◎ **ホームページの陳腐化**
スマホに非対応、見にくい、検索機能が不十分
- 等

「メタバース×MUSEUMあきた」の特徴・効果

- **実際に館を訪れる動機づけ**
 - ・誰でも、いつでも、どこからでも利用可能
 - ・作品に興味をもつ新たな機会を提供
 - ・Z世代への訴求、インバウンド需要も
- **鑑賞機会の増加、鑑賞体験の質的向上**
 - ・明るい環境で長期展示が可能
 - ・高精細3 DCGにより細部まで再現可能
- **貴重な文化財の保存・継承に寄与**
- **アバター同士のコミュニケーション**
 - ・対話しながら鑑賞ができる→授業でも活用
 - ・世代や地域を超えて一緒に楽しめる
 - ・人や社会とつながる臨場感がある
- **多様なコンテンツによる鑑賞体験の拡張**
 - ・コレクションの柔軟な展示替えが可能
 - ・特別展でのメタバース限定作品の公開

事業フロー



メタバース×キンビ サービスイメージ

展示室1(コレクション展)

- ・所蔵作品がいつでも鑑賞可能
- ・学芸員のギャラリートーク等の開催

展示室2(特別展)

- ・特別展（実行委員会形式）の広報イベントの開催や特設展示
- ・仮想と現実をつなぎ魅力&集客力UP

展示室3(一般利用・公募展)

- ・特別展と連動した公募企画の実施や、貸しギャラリーとしての活用



研修室

- ・特別展の講演会、研修講座等の開催



メタバース×キンビ 入口

- アバターで入場する

キンビへようこそ！

サイネージ

ショップ

ホームページを入口にシームレスなキンビ体験

- 高精細な作品を鑑賞するため、パソコンで利用する。
- 利用者は、自分の分身(アバター)で入場・活動する。
- VRに対応しているため、Google等があればより没入感を味わえる。

近代美術館 HPからアクセス

効果

利用者のアクセシビリティ・ユーザビリティの向上、文化芸術体験の社会化、ブランディングの向上

旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案について

生涯学習課

1 改正理由

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 旅館業法施行条例の一部改正（第1条による改正）
 - ①引用している博物館法の条項を改める。（第3条関係）
 - ②その他所要の規定の整理を行う。
- (2) 秋田県ふるさと村条例の一部改正（第2条による改正）
 - 引用している博物館法の条項を改める。（第6条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 旅館業法施行条例の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>（社会教育施設等） 第三条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 一 略 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第一項</u>に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指定施設 三・四 略</p>
<p>旧</p>	<p>（社会教育施設等） 第三条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。 一 略 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条</u>に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設 三・四 略</p>

秋田県ふるさと村条例の一部改正（第二条による改正）

<p>新</p>	<p>（近代美術館協議会） 第六条 近代美術館に博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二十三</u>条第二項に規定する博物館協議会として、秋田県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 3 4 略</p>
<p>旧</p>	<p>（近代美術館協議会） 第六条 近代美術館に博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二十</u>条第二項に規定する博物館協議会として、秋田県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 3 4 略</p>

(新) 民俗文化財継承支援事業

文化財保護室

1 目的

後継者育成が課題となっている民俗文化財を継承していくため、継承への意欲を高める取組等を行う。

2 概要

(1) 民俗芸能交流推進事業 3,522千円

「子ども民俗芸能交流大会」の開催により、民俗芸能に取り組む子どもの交流を進め、民俗文化財の継承意欲を高める。

- ・令和5年度は県北地区で開催 ※令和6～8年度は中央地区、県南地区で開催予定
- ・子どもが活動している保存団体（6団体）による民俗芸能の公開
- ・民俗芸能の継承活動についての意見交換
- ・高校郷土芸能クラブ等による模範公演
- ・映像記録の作成、配布

(2) 民俗文化財伝承支援事業 500千円

用具修理や後継者育成教室等に補助を行い、保存団体等の活動を活性化させる。

- ・補助率 国・県指定無形民俗文化財 県1/2（上限30万円）
市町村指定無形民俗文化財 県1/6（上限10万円） ※市町村1/3補助が条件

3 予算額

4,022千円（⊕500千円 ⊖3,522千円）

内訳	・委託料	1,980千円
	・報償費、旅費	889千円
	・需用費、役務費等	653千円
	・補助金	500千円

(新) 秋田型部活動支援事業

保健体育課

1 目的

中学校の部活動地域移行の推進に向け、市町村の取組への支援を行うとともに、中学校における部活動指導の充実と教員の負担軽減を図るため「部活動指導員」の配置を拡充する。さらに、運動部活動の選手が全国大会等で最大のパフォーマンスを発揮できるよう支援を行う。

2 概要

- (1) 中学校部活動地域移行推進事業 23,395千円
- ・部活動の地域移行に向けた実証事業
 - 県 : 総括コーディネーター配置、関係団体との連絡調整・市町村支援等
 - 市町村 : コーディネーター配置、休日の活動に係る地域指導者配置等
- (2) 部活動指導員配置事業 21,841千円
- ・配置予定数 83人
 - 内訳 15市町81人、県立中学校2人（指導員：運動部71人、文化部12人）
- (3) 運動部活動サポート事業 3,636千円
- ・指導者コーチングスキルアップ、活力アップ支援（中・高校生合同練習会への補助等）
 - ・高校野球強化支援（強化招待試合等への補助等）

3 予算額

48,872千円	(\oplus 34,191千円	\ominus 14,681千円)
内訳	・委託料	22,259千円
	・補助金	22,439千円
	・報償費、旅費	3,313千円
	・報酬、共済費	655千円
	・需用費、役務費、使用料	206千円

中学校部活動地域移行推進事業

県

- 総括コーディネーター配置
市町村への支援（情報提供、進捗状況確認等）
- 体制整備に係る推進計画策定等
- 関係団体（スポーツ協会、競技団体、大学、企業等）との連絡調整
- 人材バンクの整備

市町村

- コーディネーター配置
学校や関係団体（スポ少、総合型クラブ等）への指導・助言及び連絡調整
- 休日の活動に係る地域指導者配置
- 実施主体や指導者の発掘・確保
- 参加費用負担等の在り方の検討

休日の部活動の地域移行に向けた体制イメージ

